



ＪＡＳ法¹の規定に基づく品質表示基準の改正に係る答申について

平成23年2月25日
内閣府消費者委員会事務局

平成22年9月30日付けで内閣総理大臣から諮問のあった、乾めん類品質表示基準の改正については消費者委員会食品表示部会で審議を行い、平成23年1月24日の第7回食品表示部会で結論が得られたことを受け、本日付けで消費者委員会委員長より内閣総理大臣あてに答申を行った。

1. 上記諮問に関して行われた第7回食品表示部会までにおける審議内容は以下の通り。
 - 乾めん類品質表示基準の改正
 - ・諮問された改正案について、その案のとおり改正することが適当であるとされた。

2. 第7回食品表示部会において結論が得られた上記の品質表示基準の改正については、本日、消費者委員会委員長から以下を内容とする答申が行われた。
 - 乾めん類品質表示基準の改正
 - ・諮問された改正案について、その案（別添資料1）のとおり改正することが適当である。

¹ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）

別添資料 1 : 乾めん類品質表示基準（平成 12 年 12 月 19 日農林水産省告示第 1639
号）一部改正（案）新旧対照表

【本件問い合わせ先】内閣府 消費者委員会事務局

担 当 : 森繁・山田

電 話 : 03-3507-8855

F A X : 03-3507-9989

乾めん類品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1639号）一部改正（案）新旧対照表

改 正 案		現 行	
<p>（趣旨） 第1条（略）</p> <p>（定義） 第2条（略）</p>		<p>（趣旨） 第1条 乾めん類（容器に入れ、又は包装されたものに限る。）の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。</p> <p>（定義） 第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>	
用 語	定 義	用 語	定 義
乾めん類	（略）	乾めん類	次に掲げるものをいう。 1 小麦粉又はそば粉に食塩、やまのいも、抹茶、卵等を加えて練り合わせた後、製めんし、乾燥したもの 2 1に調味料、やくみ等を添付したもの
干しそば	（略）	干しそば	乾めん類のうち、そば粉を使用したものをいう。
干しめん	（略）	干しめん	乾めん類のうち、干しそば以外のものをいう。
手延べ干しそば	（略）	手延べ干しそば	干しそばのうち、食用植物油、でん粉又は小麦粉を塗付してよりをかけながら順次引き延ばしてめんとし、乾燥したものであって、製めんの工程において熟成が行われたものであり、かつ、小引き工程（かけば工程（よりをかけ、交させつつめん線を平行 ^{めん} 線にかけるとをいう。）を経ためん線を引き延ばすことをいう。以下同じ。）又は門干し工程（乾燥用ハタを使用してめん線を引き延ばしてめんとし、乾燥することをいう。以下同じ。）においてめん線を引き延ばす行為を手作業により行ったものをいう。
手延べ干しめん	（略）	手延べ干しめん	干しめんのうち、食用植物油、でん粉又は小麦粉を塗付してよりをかけながら順次引き延ばしてめんとし、乾燥したものであって、製めんの工程において熟成が行われたものであり、かつ、小引き工程又は門干し工程においてめん線を引き延ばす行為を手作業により行ったものをいう。
調味料	（略）	調味料	直接又は希釈して、めんにつけ汁、かけ汁等として液状又はペースト状で使用されるものをいう。
やくみ	（略）	やくみ	ねぎ、のり、七味とうがらし等をいう。

そば粉の配合割合	(略)
----------	-----

(義務表示事項)

第3条 (略)

2 (略)

(表示の方法)

第4条 名称、原材料名、そば粉の配合割合及び内容量の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) (略)

(2) (略)

そば粉の配合割合	食塩以外の原材料に占めるそば粉の重量の割合をいう。
----------	---------------------------

(義務表示事項)

第3条 製造業者等(加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。)が乾めん類の容器又は包装に表示すべき事項は、同条第1項及び第6項に規定するもののほか、調理方法とする。

2 干しそばにあっては、製造業者等がその容器又は包装に表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項及び第6項並びに前項に規定するもののほか、そば粉の配合割合とする。ただし、そば粉の配合割合が30%以上である場合は、この限りでない。

(表示の方法)

第4条 名称、原材料名、そば粉の配合割合及び内容量の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、次に定めるところにより記載すること。

ア 手延べ干しそば以外の干しそばにあっては「干しそば」又は「そば」と記載すること。

イ 手延べ干しめん以外の干しめんにあっては「干しめん」と記載すること。ただし、長径を1.7mm以上に成形したものにあっては「干しうどん」又は「うどん」と、長径を1.3mm以上1.7mm未満に成形したものにあっては「干しひやむぎ」、「ひやむぎ」又は「細うどん」と、長径を1.3mm未満に成形したものにあっては「干しそうめん」又は「そうめん」と、幅を4.5mm以上とし、かつ、厚さを2.0mm未満の帯状に成形したものにあっては「干しひらめん」、「ひらめん」、「きしめん」又は「ひもかわ」と、かんすいを使用したものにあっては「干し中華めん」又は「中華めん」と記載することができる。

ウ 手延べ干しそばにあっては「手延べ干しそば」又は「手延べそば」と記載すること。

エ 手延べ干しめんにあっては「手延べ干しめん」と記載すること。ただし、長径が1.7mm以上に成形したものにあっては「手延べうどん」と、長径が1.7mm未満に成形したものにあっては「手延べひやむぎ」又は「手延べそうめん」と、幅を4.5mm以上とし、かつ、厚さを2.0mm未満の帯状に成形したものにあっては「手延べひらめん」、「手延べきしめん」又は「手延べひもかわ」と、かんすいを使用したものにあっては「手延べ干し中華めん」又は「手延べ中華めん」と記載することができる。

(2) 原材料名

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号(工を除く。)の規定にかかわらず、使用した原材料を、次のアからオまでに定めるところにより記載すること。

ア めんの原材料は、「小麦粉」、「そば粉」、「やまのいも」、「食塩」、「小麦たん白」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

イ 調味料、やくみ等を添付したものにあっては、めんの原材料は、アの規定にかかわらず、「めん」の文字の次に、括弧を付して「小麦粉」、「そば粉」、「やまのいも」、「食塩」、「小麦たん白」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の多いものか

(3) (略)

(4) (略)

2 加工食品品質表示基準第3条及び前条に規定する事項の表示は、加工食品品質表示基準第4条第2項の規定によるものとする。この場合において、同項第1号中「別記様式により」とあるのは、「名称、原材料名、そば粉の配合割合、内容量、賞味期限、保存方法、調理方法、原産国名及び製造者の順に」と読み替えるものとする。ただし、そば粉の配合割合を商品名に近接して「そば粉の配合割合・割」等と第1項第3号に準じて記載することができる。この場合において、そば粉の配合割合の事項を省略することができる。また、調理方法を一括して表示することが困難な場合には、調理方法の欄に記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。

3 (略)

(表示禁止事項)

第5条 (略)

ら順に記載すること。

ウ 添付してある調味料の原材料は、「添付調味料」、「つゆ」、「たれ」等の文字の次に、括弧を付して「しょうゆ」、「砂糖」、「かつおぶし」、「みりん」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。ただし、砂糖及びその他の砂糖類にあつては、「砂糖類」又は「糖類」と記載することができる。

エ 添付してあるやくみ等の原材料は、「やくみ」等の文字の次に、括弧を付して「ねぎ」、「のり」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

オ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い、めんに添加したものにあってはめんの原材料名の表示に併記して、添付してある調味料、やくみ等に添加したものにあっては添付してある調味料、やくみ等の原材料名の表示に併記して記載すること。ただし、栄養強化の目的で使用される食品添加物にあつては、同条第1項第1号ホ括弧書の規定にかかわらず、他の食品添加物と同様に記載すること。

(3) そば粉の配合割合

実配合割合を上回らない数値により「2割」、「20%」等と記載すること。ただし、そば粉の配合割合が10%未満のものにあつては、「1割未満」、「10%未満」等と記載すること。

(4) 内容量

調味料、やくみ等を添付したものにあっては、加工食品品質表示基準第4条第1項第3号の規定にかかわらず、内容重量及びめんをグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して記載すること。

2 加工食品品質表示基準第3条及び前条に規定する事項の表示は、加工食品品質表示基準第4条第2項の規定によるものとする。この場合において、同項第1号中「別記様式により」とあるのは、「名称、原材料名、そば粉の配合割合、内容量、賞味期限、保存方法、調理方法、原産国名及び製造者の順に」と読み替えるものとする。ただし、そば粉の配合割合を商品名に近接して「そば粉の配合割合・割」等と第1項第3号に準じて記載することができる。この場合において、そば粉の配合割合の事項を省略することができる。

3 前項ただし書の規定によりそば粉の配合割合を商品名に近接して記載する場合には、その表示に用いる文字は、日本工業規格Z8305（1962）に規定する14ポイントの活字以上のものとしなければならない。

(表示禁止事項)

第5条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。ただし、(1)に掲げる事項については手延べ干しそば又は手延べ干しめんに記載する場合、(2)に掲げる事項については製めんした地域（以下「製めん地」という。）で包装したものに表示する場合又は製めん地以外で包装したものについて「製めん地・」の用語を商品名を表示した箇所に近接した箇所に記載し、「」に当該製めん地名を記載する場合（製めん地名を2以上記載する場合には、製品に占める重量の割合の多いものから順に記載する場合に限る。）は、この限りでない。

(1) 「手延べ」その他これに類似する用語

(2) 産地名を表す用語

(3) 第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語

2 前項ただし書の規定により行う「製めん地・」の用語の表示は、背景の色と対照的な色で、日本工業規格Z8305(1962)に規定する14ポイントの活字以上の大きさの活字で記載すること。